

ペットの災害対策 していますか？

災害が起きたとき、人と犬が安全に避難できるよう日頃から準備しておきましょう。

ペットの災害対策チェックポイント▶



1 日頃から健康管理としつけをしっかりと！

避難所や仮設住宅でのトラブル防止には、健康管理やしつけが大切です。

- 「さて」、「おいで」、排せつなどのしつけ
- ケージに慣らしておく
- 知らない人に慣らしておく
- 狂犬病予防接種、ワクチン接種
- 不妊去勢手術



2 ペットの防災用品を準備しましょう。

- 療法食、薬
- フード、水（最低5日分）
- 予備の食器、リード
- ペットシート
- ケージ、クレート等



3 犬と一緒に避難するときは…

リードをつけ、首輪が緩んでいないか確かめます。小型犬などはリードをつけて、クレートに入れてもいいでしょう。避難所では、犬は基本的にクレート（ケージ）の中で暮らします。慣れたクレートを用意することは、犬にとってもストレス軽減になります。

所有者明示（鑑札、注射済票）も忘れずに！

場合によっては、一緒に避難できない場合もあります。災害が起きる前に、動物を預かってくれる場所を事前に確保しておきましょう。

ペットを災害から守るためには何より飼い主さんの命が大切です！飼い主さん自身の安全対策確認も、ペットの災害対策につながります。

最後まで責任をもって 飼いましょう

飼い主には、**終生飼養の責任**があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

自らの病気などにより、どうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を見つけるようにしましょう。



お問合せ先 富山県厚生部生活衛生課

電話 076-444-3230（直通）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

- | | |
|----------------|------------------|
| ●新川厚生センター | TEL 0765-52-1225 |
| ●新川厚生センター魚津支所 | TEL 0765-24-0359 |
| ●中部厚生センター | TEL 076-472-4094 |
| ●高岡厚生センター | TEL 0766-26-8417 |
| ●高岡厚生センター射水支所 | TEL 0766-56-2666 |
| ●高岡厚生センター氷見支所 | TEL 0766-74-1780 |
| ●砺波厚生センター | TEL 0763-22-4507 |
| ●砺波厚生センター小矢部支所 | TEL 0766-67-1070 |
| ●動物管理センター | TEL 076-462-3467 |

愛するペットに安らぎを
思い出の里
高岡市戸出春日165番地 TEL(0766)63-0999

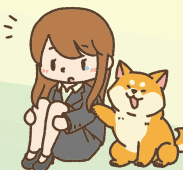
◎おつとめ供養 / 納骨日 毎月第三日曜日
午前10時より 読経料 3,000円

年中無休
24時間電話受付 **0120-83-9900**
創業・昭和55年 ペットちゃんのご葬儀・火葬・納骨・供養 <http://www.h-p-s.co.jp>
HPS北陸ペット葬儀社 【高岡営業所】高岡市戸出春日165番地 TEL(0766)63-0999

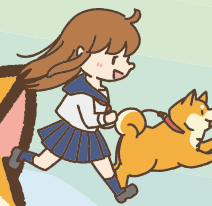
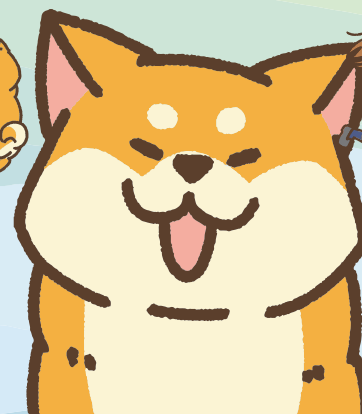
思い出をありがとう

広告

いぬの 飼い主さんへの おねがい



犬の飼い主さん、
ルールを守って、
一緒に住みやすい
環境つくろうね



愛するペットに安らぎを
やすらぎの里
富山市榎原2 TEL(076)485-9900

◎おつとめ供養 / 納骨日
毎月第二日曜日 午後2時より
読経料 3,000円

年中無休
24時間電話受付 **0120-83-9900**
創業・昭和55年 ペットちゃんのご葬儀・火葬・納骨・供養 <http://www.h-p-s.co.jp>
HPS北陸ペット葬儀社 【富山本社】富山市西荒屋3-2 TEL(076)428-9900
【魚津営業所】魚津市新金屋2-8-2 2F TEL(0765)23-9900

思い出をありがとう

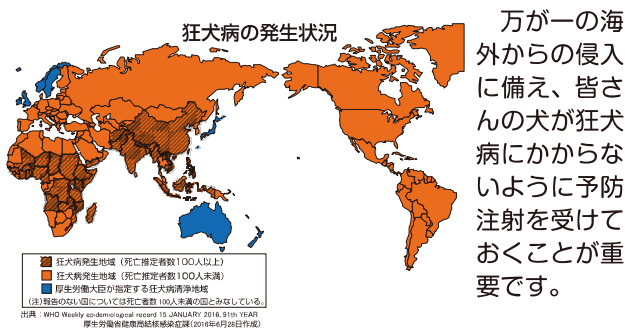
広告

狂犬病予防注射は 人の命を守るため

狂犬病は、犬をはじめとする全ての哺乳動物にかかる病気です。

人間は、狂犬病にかかった動物（多くの場合、犬）に咬まれることで感染します。狂犬病は発症したら、人も犬も100%死亡する恐ろしい病気です。

国内では昭和32年以来発生がありませんが、海外では今も多くの国に存在し、**毎年約5万人**が狂犬病にかかり**死亡**しています。



守ろう！3つの決まり事

犬の生涯一回の登録と毎年**の狂犬病予防注射は法律で義務付けられています**

1 登録

以下のときは、市町村役場への届出が必要です。

- 犬を飼い始めたとき
- 飼い犬の所在地、飼主の氏名、住所に変更があったとき（犬の所在地が変わったときは、新しい所在地の市町村に届け出ましょう。）
- 飼い犬が死亡したとき

2 予防注射

- 毎年1回必ず受けましょう。
- 飼い犬のステッカーは、住居の出入り口の見やすいところに貼りましょう。

3 鑑札と注射済票を 飼い犬につけましょう

令和〇年度 注射済
第000000号
富山県 市町村



放し飼いは禁止です

犬の放し飼いは、原則**禁止**されています。散歩をする時には、**しっかりコントロールできる長さのリードを使いましょう。**

また、室外に犬をつなぐ場合は、道路や通路に出ないようにしましょう。



日頃から心掛けること

- 繁殖を望まないのであれば、**不妊去勢手術**を受けさせましょう。
- たくさんの動物を飼う場合、全ての動物に十分に手が回らないことが多く、また、清潔に保つのが大変です。自分で適切に飼うことができる頭数を飼いましょう。
- 普段から健康管理に気を付けましょう。（エサや水を与えないなど世話を十分にしないと虐待罪に問われることがあります。）
- 病気やけがをしたときは動物病院に連れて行きましょう。
- 散歩のときはフンは必ず持ち帰りましょう。水をいれたペットボトルを用意し、おしっこをした所に水を流しましょう。
- 犬小屋やその周囲をきれいにし、においの発生に注意しましょう。
- ムダ吠えなど犬のストレスを減らすためにも、十分な散歩やしつけをしましょう。

マイクロチップについて

令和4年6月1日から犬へのマイクロチップの装着が飼い主の努力義務となりました。

また、マイクロチップを新しく犬に装着した場合は情報登録が必要となります。

詳しい内容は「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」をご覧ください。



こんな時、どうする？



犬が人を咬んだら

➡ **医療機関、厚生センター（支所）へ**

咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。しつけをきちんとし、適切な管理をしましょう。

もし、誤って飼い犬が人を咬んでしまった場合は、直ちに被害者の傷口を消毒し、医師の診察を受けてください。

また、人を咬んだ犬の飼い主さんは、咬傷届を厚生センター（支所）に届け出てください。



飼い犬がいなくなったら

➡ **厚生センター（支所）、警察署へ**

万が一、飼い犬が逃げてしまったら、すぐに厚生センター（支所）と警察署に連絡しましょう。

犬は、人間の言葉がしゃべれません。

迷子になっても誰の犬か分かるようにするのも飼い主さんの役目です！

犬には、きちんと**所有者明示**をしましょう。

（所有者明示には、鑑札や注射済票はもちろん、迷子札、マイクロチップの装着等があります。）

迷子の犬を発見した場合にも、厚生センター（支所）と警察署に連絡をしましょう。



ペットの適正飼養についての紹介や、
迷い犬猫情報を発信しています！

